

区内私立認可保育園における不適正な職員配置及び 委託費等の不適正受給について

区が、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年11月27日に区内私立認可保育園に対して実施した指導検査において、不適正な職員配置及びこれに基づく委託費等の不適正受給が確認されました。

区は、当該私立認可保育園の運営法人であるライフサポート株式会社に対し、業務改善について指導するとともに、事案の検証及び再発防止策の実行を命じました。また、今後、ライフサポート株式会社に対して不適正に受給した委託費等の返還を命じます。

1 施設概要

- ・施設名：ゆらりん港南緑水保育園
- ・運営法人：ライフサポート株式会社
- ・所在地：港区港南四丁目7番37号（港南緑水公園内）
- ・開設年月：平成31年4月
- ・定員等：

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R2年度定員	9人	15人	18人	19人	20人		81人
R2.12在園児	9人	15人	18人	19人	20人		81人
R3年度定員	9人	15人	18人	19人	20人	20人	101人

2 経緯

- 令和2年11月 ゆらりん港南緑水保育園の不適正な職員配置について、外部から情報提供
- 11月13日 } 情報提供を受け、ゆらりん港南緑水保育園を巡回訪問
16日 }
- 20日 ライフサポート株式会社本部職員から報告聴取
- 27日 ゆらりん港南緑水保育園に対し、指導検査を実施。検査結果から、法人本部による意図的な職員の不適正配置及び虚偽の内容が記載された職員一覧の提出による委託費等の不適正受給の事実を確認
- 12月21日 ライフサポート株式会社に対し、指導検査結果通知書を手交するとともに、結果を講評。業務改善を指導するとともに、具体的な事案検証及び再発防止策の実行を指示
- 12月24日 本件事案について公表

3 指導検査等により確認された事実

- (1) 職員一覧において常勤保育士として記載されている者の一部が、実際には、一定期間全く保育園業務に従事していなかったこと。
- (2) (1)に係る職員は、実際には法人本部の業務に従事しており、当該職員に対し、法人本部からの組織的な指示がなされていること。
- (3) 上記一連の事実について、法人として区に対して隠ぺいしたこと。

4 委託費等返還請求額

7,657,040円

(内訳)

子ども・子育て支援法に基づく委託費：1,604,480円

港区保育扶助要綱に基づく扶助費：6,052,560円

※上記金額に加え、委託費等受領日から納付日までの日数に応じ、委託費については年5%の加算金、扶助費については年10.95%の違約加算金の支払を命じます。

5 再発防止に向けた区の実施

区は、本件事例について区内の全ての私立認可保育園等及び運営法人に周知するとともに、適正な園運営の徹底について指導しました。今後は、指導検査や巡回訪問の際に、職員一覧に記載されている職員が実際に勤務しているか確認するなど、これまで以上に適正な施設運営の徹底を図ります。

6 今後のスケジュール (予定)

令和3年1月中旬 委託費等返還命令
運営法人から事案検証結果及び再発防止策の報告